

東京医療保健大学学部長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第52条の4に定める学部長の選考に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 学部長候補者の選考は、大学経営会議が行う。

2 理事長は、前項の議に基づき、学部長を任命する。

(選考の事由)

第3条 学部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。
- (4) 学部長が解任されたとき。

(学部長候補者の資格)

第4条 学部長候補者となることができる者は、当該学部の教授とする。

(学部長の任期)

第5条 学部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(学部長の解任)

第6条 第3条第4号に規定する学部長の解任は、学部長が次のいずれかに該当する場合、理事長は大学経営会議の議を経て学部長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反がある場合、引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認めるとき。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項については大学経営会議の議を経て定める。

附 則

1. この規程は、平成21年3月18日から施行する。
2. この規程施行日の前日において学部長である者については、この規程により選考されたものとみなし、任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

1. この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成30年4月1日から施行する。